

平成30年度 第5回定例教育委員会 議事録

■ 日 時 平成30年8月29日（水）午後3時00分～午後5時00分

■ 場 所 和東町体験交流センター 会議室

■ 出席委員	教育長	西 本 吉 生
	教育長職務代理者	石 橋 常 男
	委員	北 口 弘 子
	委員	中 井 薫
	委員	植 田 宏 和

■ 欠席委員 0人

■ 説明員	教育次長	竹 谷 秀 俊
	学校教育課長	竹 谷 正 則
	生涯学習課長	井 上 浩 樹

■ 事務局	教育次長	竹 谷 秀 俊
	学校教育課主事	東 浦 翼

■ 傍聴者数 0人

■ 議事日程

- 日程1 議事録の承認
- 日程2 議事録署名委員の指名
- 日程3 会期の決定
- 日程4 諸般の報告
- 日程5 議案第10号 平成31年度以降に使用する中学校「特別の教科
道徳」教科用図書の採択について
- 日程6 議案第11号 平成31年度に使用する小学校教科用図書の採択
について
- 日程7 議案第12号 和東町史編さん調査員登録要綱の制定について
- 議案第13号 和東町史執筆者設置要綱の制定について
- 議案第14号 和東町史編さん事業に係る報償費及び費用弁償の
支給に関する要綱の一部を改正する要綱
- 日程8 その他

■ 議 事

西本教育長

ただ今から、平成30年度第5回定例教育委員会を開会します。

日程第1、議事録の承認を議題とします。第4回の定例教育委員会の議事録は、事前に配布しております。議事録について、ご意見、ご質問を受けたいと思います。

質問等のある方は挙手をお願いします。

(各委員から無いとの声あり)

西本教育長

特に、ご意見、ご質問がありませんので、これを承認することとします。

日程第2、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、石橋委員にお願いします。

日程第3、会期の決定を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日、1日間にしたいと思います。これに異議ございませんか。

(各委員より異議無いとの声あり)

西本教育長

異議なしということですので、本定例会の会期は、本日、1日間に決定します。

日程第4、諸般の報告をします。

1番、2番は、私の方から報告します。

1番の京都府教育長との懇談会ですが、これは毎年行われています。今年は、8月8日の午後3時から山城教育局で行われました。本庁からは、教育次長、指導部長、局長、それから市町教育委員会は、北と南に分かれていますから、木津川市、精華町、井手町と連合で話し合いを行いました。まず、府から議題として不登校支援という話を出されまして、特に、府ではアクションプラン、社会的自立に向けた不登校児童生徒支援計画、今、不登校からそのまま卒業し、引きこもりにつながっているケースが多いということで、府としては引きこもりの未然防止に向けて、アクションプランを起こしているという話がありました。あとは具体的に市町の取組の様子等について、お互いに情報交換という形で行いました。アクションプランにつきましては、これから府の情報という形で入って来るかと思っています。10月にはパブコミをやるというふうに聞いております。

2番は、京都府町村教育長会研修会、市を除いた町村・広域連合の教育長の研修会、毎年1泊で行われています。今年は、久世郡の久御山町に乙訓、山城、南丹、丹後から9名の教育長が集まって研修会を行いました。初日は、府の教育庁の細野指導部長からお話を聞きまして、そこから研究・協議ということで進められました。指導部長からは、新学習指導要領、子どもの学力向上、生徒指導の充実、共生社会の実現に向けた取組、教職員の働き方改革、それから府も部活の指導方針を出しましたから、それについての説明があり

ました。あと情報交換、研究・協議のところにつきましては、一つは働き方改革に伴う業務体制の整備について、もう一つは勤務効率に向けた出退勤管理システムの活用、工夫について、両方とも働き方改革に関するものですが、特に、出退勤の管理システム等につきましては、各町村統一もされていませんので、それぞれの実態に応じた工夫がされているというところです。2日目は、毎年、視察研修が行われているのですが、私は仕事の関係で、朝帰ってきましたので、視察には出ておりません。以上です。ただ今の報告についてご質問等がありましたらお受けしたいと思います。よろしいですか。

（各委員から特に無いとの声あり。）

西本教育長

次、諸般の報告3番、平成30年度「全国学力・学習状況調査」について報告します。

これにつきましては、毎年、会議の非公開についてお諮りしております。相楽東部広域連合教育委員会会議規則第4条第1項には、「会議は、公開とする」と定められておりますが、同項ただし書きに公開の例外として「個人情報に関すること」や「公開により著しい支障が生じるおそれのあること」については、「教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる」と定められています。本件は、各校の個別情報に関することであり、児童生徒が少人数であることも踏まえ、会議を非公開にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（全委員より異議無しとの声あり。）

西本教育長

ご異議が無いようですので、諸般の報告3番、「平成30年度「全国学力・学習状況調査」について」は、ただ今から非公開とします。

諸般の報告3、平成30年度「全国学力・学習状況調査」について（非公開）

次、4番です。

竹谷教育次長

4番、平成30年度全国中学校体育大会の優勝（第1位）の報告について、本年8月20日、第45回全日本中学校陸上競技選手権大会が岡山県総合グラウンドで開催されまして、和東中学校3年生の井上堅斗君が男子砲丸投で、15m11cmを記録し、全国優勝を果たしました。相楽地方では、過去30年を遡ってみても団体・個人共に優勝はありません。井上君が初めての快挙です。本格的に砲丸投げを始めたのは、中学校の4月からで、以後、地道にトレーニングに取り組み、徐々に記録を伸ばし、全国大会で1位になったということで、下段には井上君本人のコメントも入れております。教育委員会では、この優勝を受けまして、翌21日の午後7時半に和東町の告知放送で報告をし、広報紙9月号に記事と合わせてこのページをチラシとして挟む予定です。あと和東中学校の校舎に懸垂幕、

和東大橋に横断幕を掲げる予定です。以上です。

西本教育長

学校は、普通、全国大会出場という垂れ幕ですが、今回は、そのレベルでは無いです。全国大会優勝です。相楽の中体連は、30年・40年の伝統です。団体にせよ個人にせよ全国優勝というのは無いそうです。私、いつも思うのですが、和東中学校の生徒は75人です。1,000人も2,000人もいません。75人の本当に山の中の小さな学校から日本一の選手が出たというのは、これは町長だけではなくて、町民としても大喜びかなというふうに思います。

中井委員

これ放送してくれたので、直ぐ情報が入って良いことだなと思いました。

西本教育長

京都新聞には、土曜日か日曜日に記事が出ていました。

北口委員

指導された先生がすごいですね。

西本教育長

指導者ですが、和東中学校の陸上部と言っても寄せ集めで、10人くらいです。その中で顧問・指導者も砲丸投げの選手では無いです。笠置中学校に砲丸投げ専門の講師がいて、その講師が手伝いに来てくれていたそうです。応援です。これも中中連携だと思えます。連合の指導員とかスポーツの補助員とか、充実している訳ではないですが、今回は、笠置中学校の奥田大和君が、彼は講師ですが、応援に来てくれていました。そういう面では、小さな学校同士で助け合いながらというのは、すごいことだと思います。

北口委員

中々、このフィールド競技でその子どもの何て言うのか、特性っていうか、才能をこう引き出して指導したというのもすごいなと思います。中々見つけ出すと言うことは。

西本教育長

体格から見たら、普通の生徒です。陸上を始めてまだ1年ちょっとです。砲丸投げやり始めて。今年、連合が「連合の、連合による、連合のための人づくり」というテーマでやっているのですが、これも一つの人づくりだというふうに思います。よろしいですか。報告を続けてください。

竹谷学校教育課長

報告の5番、平成30年度第1回相楽東部広域連合いじめ防止等対策委員会についてです。去る、8月22日にいじめ防止等対策委員会が開催されました。この委員会は、教育に関する学識経験者や臨床心理士、警察、弁護士、医師、小・中学校の保護者などの12名により構成されており、当日は1学期に行われた第1回いじめ調査の結果や今後のいじめ防止等の対策について話し合われました。第1回はいじめ調査では、小・中学校合わせて51件のいじめが報告されました。なお、未解消の件数が51件となっていますが、こちらは調査から3か月が経過していないことによるもので、個々の事案については学校で確認しております。委員からは、児童・生徒数が少なく、保育園から中学校卒業まで同じ顔ぶれで、クラス替えが無く、人間関係が難しいのではや、親同士の連携や情報共有が大切との意見が出されていました。なお、警察からは、相楽管内では警察が対応しないといけなような酷いいじめは発生していないということでした。また、学校では未然防止に努めるとともに「気づく力」等の研修を行い、早期発見に努めているところです。以上です。

報告の6番、外国語指導助手（ALT）の体制についてです。連合各小・中学校で活動している外国語指導助手は2名おり、これまで和東中学校及び和東小学校で活動していましたアルヴィンさんの任用期間が終了したことから、この度、新しいALTを迎えることになりました。新しいALTは、アメリカのワシントン州の出身のイーライさんで、今後は和東中学校及び和東小学校を中心に活動していただく予定です。以上です。

報告の7番、平成30年度中学校体育大会及び小学校の運動会の来賓（観覧）の割振りについてです。9月15日の土曜日に中学校の体育大会が、29日の土曜日に小学校の運動会が開催されます。委員の皆様にご出席、観覧いただきたいと思いますので、割振りのご協議をお願いいたします。参考に27年度から29年度までに出席いただいた委員のお名前を記載しております。よろしくお願いいたします。以上です。

西本教育長

まず、いじめ防止等対策委員会がありました。去年まで、ずっと紹介してきましたけれど、例えば、第1段階、第2段階、第3段階という分け方をしておったのですが、府の方も変わってきました。要は、1も2も3も無く、認知件数です。認知件数を上げて、そこから解消している分、未解消の分という形になっております。今も報告がありましたように認知件数51件です。それで、解消というのは行為も止んで心身の苦痛も感じていない。それが3か月以上経過して初めて解消という形になります。だから、例えば6月にいじめがあって、このアンケートをやっているのが7月ですから、7月には解消になっているのですが、3か月経っていないということです。だから解消のところには入っていないという認識です。だから、いじめが4月の初めに起こった分でしたら、7月にはもう3か月経っていますから解消のところに入ります。ただ、この資料の6ページにありますように去年の2回目が14件です。それが51件に、3倍ほどになっています。これはいじめが3倍もあったという捉え方じゃなくて、教師がきめ細かい点検活動をやったというふうに捉えていただけたらと思います。従って、件数から言ったら南山城小学校は28件になってお

りますが、ここだけ特別にいじめが多いということではありません。その辺りのご理解をよろしくお願いをします。南山城小学校のBというのは、行為は止んでいるけど心身に未だ苦痛を感じているという、これがBです。Bが未だ16件もあるのは、これは早急に対応する必要がありますので、昨日の校長会でも話をしたところです。

植田委員

これは年1回、アンケートみたいなのをされるのですか。

西本教育長

年に2回です。資料の6ページを見てもらいましたら、平成26年度からスタートしまして、だから、年に1回、2回と。1回目が7月です。担任がアンケートで子どもの状況を確認しています。2回目は、年度末の3月です。その間、追跡調査をやります。例えば、1学期にいじめられた子どもが、また、引き続いていじめられたら、これは何を指導していったということになりますので、その追跡調査をやるようになっています。よろしいですか。7番目の体育大会、運動会ですが、これは挨拶も何もありませんので、教育委員会の代表として行っていただきたいと思います。

(委員により「体育大会、運動会の出席の割振り等」を協議する。)

西本教育長

確認します。9月15日、和東中学校は、北口委員。笠置中学校は、植田委員。9月29日、笠置小学校は、西本。和東小学校は、中井委員。南山城小学校は、石橋委員ということですのでよろしくお願いします。開会式の時に来賓席で迎えてください。観覧は、30分でも1時間でも結構です。次、8番、9番、10番、生涯学習課長、お願いします。

井上生涯学習課長

8番、読書活動推進事業「ブックカフェ」を、9月21日の金曜日、午後6時30分から南山城村内で行います。

9番、大人もWakuwork体験事業「手作り刺繍ブローチ教室」を、9月25日の火曜日、午後1時から和東町体験交流センターで行います。

10番、女性支援事業「女性学講座 着付け体験教室」を、9月28日の金曜日、午前9時30分からやまなみホールの和室で行います。

それぞれ詳細につきましては、資料末尾にありますチラシのとおりでございます。

それと追加でございますけど、報告事項として、過日、8月18日に行われた相楽ソフトボール大会において、連合管内の各町村から3チームが出場いたしました。笠置町、和東町のチームは1回戦で敗退しましたが、南山城村のチームは優勝いたしました。以上です。

西本教育長

ただ今の報告について、ご意見、ご質問等ありませんか。よろしいですか。
諸般の報告は以上です。午後３時５５分まで休憩します。

（３時５０分から５分間休憩する。）

西本教育長

休憩前に引き続き会議を続けます。

日程第５、議案第１０号、「平成３１年度以降に使用する中学校「特別の教科 道徳」教科用図書の採択について」を議題とします。

昨年度の教科書採択の審議に係る会議については、委員の皆さんに諮り、相楽東部広域連合教育委員会会議規則第４条第１項に定める公開の例外として「会議は非公開」としておりましたが、本年度からは、教科書採択の公正性、透明性に疑念を生じさせないよう、採択の過程を積極的に公開・公表することとし、「会議は公開」としますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

なお、山城教科用図書採択地区協議会は、非公開でやっていますが、各市町の教育委員会はほとんどが公開でやっていますので、ご理解の程をよろしくお願いします。

それでは、議案の提出理由及び説明を行います。

竹谷教育次長

議案第１０号、平成３１年度以降に使用する中学校「特別の教科 道徳」教科用図書の採択について。上記議案を提出する。平成３０年８月２９日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提出の理由。平成３１年度以降に使用する中学校「特別の教科 道徳」教科用図書の採択に関しては、本年７月１９日に開催された山城教科用図書採択地区協議会において選定した教科用図書を採択致したく、承認を求めるものです。

竹谷学校教育課長

議案第１０号について説明させていただきます。山城教科用図書採択地区協議会の平成３１年度以降使用中学校「特別の教科 道徳」教科用図書に係る協議結果を付けております。去る、７月１９日に第２回山城教科用図書採択地区協議会が開催され、各市町（広域連合）教育委員会からの採択委員２０名の協議により決定されたものです。選定にあたり３つの視点から協議が行われ、一つ目は、管内教員の若年化に伴い若手教員でも活用し易いかの視点。二つ目は、価値観の多様性が叫ばれる中で多種多様な意見が反映され、公平性が担保されているかの視点。三つ目は、親しみやすく、主体的・対話的で深い学びにつながる教科書であるかの視点。これらについて、採択委員で協議されました。中学校「特別の教科 道徳」の検定合格図書は８社あり、代表調査員から各社の特徴の説明を受けた後、採択委員から質疑が行われました。協議では、若手教員にも使いやすい別冊ノートが付いている「日本文教出版」と「廣済堂あかつき」に多くの推薦が集まり、採決の結果、

「廣濟堂あかつき」が共同採択されました。連合教育委員会におきましては、提出の理由で申し上げましたように、地区協議会において選定した教科用図書を採択したいということで、ご審議をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

西本教育長

事務局から説明がありましたように、山城教科用図書採択地区協議会には、私と石橋教育長職務代理者の2人が委員として参加をしております。「あかつき」に至った理由をもう少し詳しく説明をしておきます。8社があります。それぞれ検定を受けた教科書ですから、この教科書がダメというものはありません。他のところと大きな違いは、日文とあかつきが道德ノートセットを出しているということです。この道德ノートのいいところについては、かなり協議をしました。全体として、特に若い教職員等を考えたら、道德ノートがある教科書がよいだろうというところで、日文とあかつきの二つに絞られました。その中で、日文とあかつきを比べていく訳ですが、どこがどう違うのかというと、ねらいや内容そのものが全く違っております。だから、どちらが使いやすいかというのが一つです。あとは教材の中身です。教材として、例えば、名作、教師がこれまで副読本で使ってきた、いわゆる教材の力と言いますか、それがやっぱり、あかつきの方が優れているのではないかなというようにところに落ち着いて、最終は決をとりまして、大多数があかつきでいこうというふうになったところです。それでは、ご質問、ご意見を受けたと思います。どなたからでも結構ですのでお願いをします。

中井委員

自宅に教科書を持って来ていただいて、見せていただいたときの感想をちょっと記入しておいたのですが、廣濟堂あかつきは、記入欄があつてすごくよいと思いました。ただ、嵩が高くて重たいなという印象が、結構、嵩高かったというような気がして、私、小学校の頃、すごく重い教科書に苦勞した覚えがあるので、「あっ、重いのはかわいそう」とふと思いました。日本文教出版は、ノートと教科書が別々に付いていて、挟めるようになっていたので、すごくよいと思いました。カラー写真もすごく多かったので、両方どちらもよいなとは思っていました。光村も日本の先駆者たちと各都道府県の代表的な人が載っていて、紙の質もとてもソフトで見やすくていいなと、考えて議論したくなる教科書ということが書いていたのがいいなと思いました。東京書籍は、心情円というのが付録で付いていて楽しそうだなと。心情円って何か私もはっきり分からないですけど。

西本教育長

どこの会社ですか。

中井委員

東京書籍です。何か楽しそうで。色んな分野も載っていて、すごく興味深いなって思いました。廣濟堂あかつきさんで私もよかったかなと思います。評価のことが気になるので

すが、前回は質問をしたと思うのですが、子どもたちにとって、どういう評価になるのかももう一度教えてください。

西本教育長

評価ですか。山城教科用図書採択地区協議会でも出ていたのですが、道徳の評価は、どういう評価になるのですかということですが、これは道徳科になったから初めて評価が生まれた訳ではありません。授業は、そもそも指導したら当然評価があるものです。ただし、評定はしません。これは確認されておることです。例えば、正義・勇気、君は5です、君は4です、これは馴染みません。教師は人間性を評価できません。だから評定はしないけど、当然評価はする訳です。その評価は、どういう評価なのかということですか、例えば、その子どもの道徳性がどう変わってきたとか、或いは、1年間通して子どもの考え方がどう変わってきたとか、いわゆる子どもの成長を見ていくわけです。成長を見ていくというのが評価です。実際、小学校では通知表で本年から評価をしております。もちろん文章表現です。だから、道徳ノートがいいと言われているのは、そこにあるんです。子どもたちがそれを書いて残しておくことによって、1年経ったら、子ども自身も自己評価、振り返ることもできます。だから、評価というのは、もちろん教師が自分の指導に対してどうであったか、これは一つの振り返りです。子どもにとっては、例えば、道徳性がどう変わってきたとか、心の成長がこう変わってきたとかっていうことになります。振り返ることは大事なことです。そういう面では、道徳ノートは大いに活用できます。特に、見てもらったら分かりますように、あかつきは、後ろの方に1年間を振り返って自己評価する欄があります。これなんかはいいのではないかなというふうに思います。

北口委員

私は、沢山読ませていただいて、どれがどうって実際のところ自分の中ではよく分からなかったです。優れた教材は、あかつきの中に多いということですが、8つの会社の中には同じものを取り上げているなっているのは、もちろんあるのですが、あかつきの優れた教材というのは、例えばどのようなものですか。

西本教育長

今、笠置中学校でも和東中学校でも副読本を使っています。どこの副読本を使っているかというにあかつきの副読本を使っています。

北口委員

現状で。

西本教育長

そうです。だから、だいたいこれまで副読本を作っているところが教科書を作りますので、もちろん、今は、教科書がないですから、和東中学校も笠置中学校もこのあかつき

の副読本を使っています。今年の計画訪問でも、名作と言われる教材を使った授業を見ました。例えば、「二通の手紙」とか、「一冊のノート」とか、「傘の下」とかです。こんなのは、これまで教師がずっと大事にして使ってきたものです。何で使ってきたのかというと、やっぱり生徒の心を揺り動かすからです。これが、いわゆる名作というところです。だから、例えば、東書だったら、子どもの生活を扱っている教材が結構あります。では、生活文は心を揺り動かさないか、そうではないです。でも、やっぱり名作というのは、ジーンときて、深く考えたりとか悩んだりとか葛藤したりとかいうのは沢山あります。2年生でいえば、「一冊のノート」です。これは、おばあさんと孫の話です。おばあさんの物忘れが段々激しくなってきた、孫がおばあさんにきつく当たっていく訳です。ある日、孫がおばあさんの書き留めた一冊のノートを見て、おばあさんが自分たちにやってくれたことを思い出しながら、最後は草引きを一緒にするというものです。「元さんと二通の手紙」。これも名作とされています。元さんは動物園の入園係で、小さい兄弟が動物園に来たのですが、もう時間なので、入れたらあかんのです、ルール上は。ところが女の子は弟を連れて来ていてつい入れてしまったのです。かわいそうやからって。その子らが時間までに帰って来なかった。大騒ぎになって、結局は何とか見つかったのですが。後日、そのお母さんから手紙がきました。入れてくれてありがとうって。親切にしてもらって。それが一通目の手紙です。今度は動物園から、辞令が出ます。懲戒処分というのが出ます。だから、ホンマに子どもたちは悩みます。「ええ何で」って。こんないいことをしたのに。やっぱりルールとか決まりとかは、大事なことだと考えさせるとか。私もこのような授業をずっと見てきました。だから、今、使っているからこれがよいというのではなくって、やっぱりあかつきにはそういう名作がかなり入っています。元々はこれどこから来ているのかっていうと、文部省の頃の資料をずっと大事にして扱ってきているというのが今、入っています。

中井委員

先生、ご専門だから。ご存知で。

西本教育長

それと道徳ノートでいえば、ここには「自分自身を振り返って」ということで、1年間の振り返りがあるんです。こういうものは他のところに無かったのではないかな。自己評価で、これももちろん教師が評価するんじゃないんです。自分がどうであったか。こういう欄は結構活用できると思います。他どうですか。

北口委員

日文とあかつき以外にも、よいなというのはいくつかあるのですか。

西本教育長

そうですね。各社の特徴と言われるものですね。例えば、東書は、生徒の作文なんかを結構入れています。これは子どもにとっては、身近な題材です。あかつきは、今言いまし

たように名作教材がかなりあります。日文は、その辺りのバランスを結構保っています。それから教育出版、これも日常生活に関わるものを結構入れています。光村は、国語がいい会社です。国語の教科書。だから国語の教材とよく似ているなど、どちらかと言えば難しいです。道徳は状況が分かたらいい訳ですから。国語の読み取りと全然違いますから。それから学研、日本教科書は、内容的に難しいというのが調査員から出ていました。ただし、これは絶対ダメでしょうというのは、はっきり言ってありません。繰り返しますが、検定に通っている訳ですから、やっぱり特徴だと思います。

中井委員

学校図書さんは、ちょっと興味深い内容ですが、そこで何を学ぶかが題名のところに書いていたと思います。その点、よいのかなとは思う反面、子どもたちがいきなり何を学ぶかって知ってしまったら面白くないかなとか。そういうのもどっちがいいのかなって。

西本教育長

小学校の道徳教科書の時にも、去年もそんな話をしました。いわゆる題名の前にきまりとは何でしょうかとか、何のためにきまりがあるのでしょうかとか書いてあります。そうしたら児童は、もう早くから「あ、今日はきまりの学習か。」となってくる訳です。ところが題名だけっていうのは「これから読んでいかないと分からない。」と、だから、やっぱりベテランと若手、やっぱり違います。若い人にとったらちょっと書いといってもらったらいというのかな。ブレないから。ただし、ベテランになったらよけいなものは要らないと言います。私自身もそう思っています。返って邪魔になる。だから、例えば、コピーしてそこだけ切り取ります。発問も要らない。だって子どもらは、先に後ろの発問を読んでしまふ。このことをここで答えたら、こんなん答えたらエエみたいな。これが「読む道徳」になってしまう。理想とするのは教材文だけあればいいと思う。中学校は、割と頭に内容項目を入れているのは少ないです。

中井委員

学校図書さんは、内容を書いていたから、どうなのかなと思って。

西本教育長

例えば、「一冊のノート」で言えば、タイトルの前に家族愛とか。おじいちゃん、おばあちゃんの家族愛やったら、おばあちゃんを大事にしないとあかんとなってくる訳です。先の「二通の手紙」だったら、読む前から決まりがどうのこうのとか考えていきます。他どうですか。

石橋委員

私も最初、見せてもらった時に光村の文章は、中学生が読むには一番読みやすい文章の作品が多かったです。だから国語がいいという話が出たからそうかも知れないけど、文体

っていうか、文章の流れが、中学生の立場で読むと読みやすいなと思ったのが光村です。でも色々な話を聞いていって、先の山城教科用図書採択地区協議会に行かせていただいて、やっぱり論点は、ベテランの先生も若い先生も、やっぱり同じ質の道德授業をする必要があるというところにポイントが当たって、そうしたら道德ノートというのをどの先生も使いながらやっていけるということから、やっぱり道德ノートはあった方がいいのではないかという方向に流れていったというのが今回の集まった委員さんみんなの意見です。そうしたら、道德ノートを付けているのは二つの会社なので、道德ノートの質を検討していったら、「あかつき」の方に軍配が上がったというような経過であったと思います。でも、実際、生徒の心を響かせながら道德授業をしたい先生にとったら、やはり道德ノートは邪魔だと。一つの方法を書いていますから。色々な事を考えさせたいということが出来にくい。でも、そうは言っても若い先生が多いので。だから最初これを使って、そして、そのうちに、たぶん中学校なら中学校のそれぞれの研究会の中で道德の研究会が出来て、また新しい考え方をリーダー的に、そういうふうな流れが出来てくるのかなと思います。初めて取り入れることに関しては、道德ノートはあった方がいいというようなところと思います。

西本教育長

日文とあかつきの道德ノートは、全く違います。日文のノートは、教科書にある発問そのものが書かれています。生徒は、発問に対する自分の思いや考えを書き込んでいくわけです。ということは発問を変えたら、もっと言えば、この発問はうちの学級には合わないとなってきたら、発問を変えたらこのノートは使えないです。教材における発問そのものに対して書くようになっていくから。つまり、日文のノートは、教材、授業とリンクしています。それに対して、あかつきの方がどうなっているかというと、内容項目ごとに振り返るようになっていく。日文は、教材とリンクしているから、35時間分のノートとなっています。教材ごとに全部書いていきますから。そうじゃなくって、あかつきは内容項目ごとです。例えば、正義・勇気のところで使っていくわけです。正義・勇気の項目では、教材が三つあります。だから、この三つの授業の中のうちの1時間でノートを使ったらいいだけです。だから、22しかないです。ただ単に個数の違いじゃなくって、今も言いましたように、教材とリンクしているか或いは内容項目としてリンクしているか。1内容項目1教材のこともあります。正義・勇気だったら、1番の教材、3番の教材、8番の教材がありますということは、この3時間の内でここを使ったらいいということになります。だから、全然違います。先ほど先生がおっしゃったように、若い教師にしたら発問に対して書かせていくほうがやり易い訳ですが、これ一つ間違えると、読取りになります。これ教材に書いてあること、主人公はこのときどう思いましたかって書く。聞いて書く。

北口委員

国語の授業とあまり変わらないような感じになってしまうのですね。でも道德は、国語と違いますからね。

西本教育長

だから若い先生にしたら、まあまあ、流れがそのままだから。ただし、自分がちょっと授業を変えたいなとなったら困る訳です。この中心発問ではあかんとなったら、別にワークシートを作らなければならない。そういう欠点があります。その点、あかつきは、内容項目とリンクしているから、色んな使い方が出来ます。ということで最終的には、石橋委員さんが言われたように、2社に絞って、やっぱり色んな幅広い使い方が出来るのは「あかつき」ではないかというところに落ち着いたのが現状です。

北口委員

先程の学力テストとか評価にもつながってくるのですが、やっぱり読む力がないと、それに対して主人公の気持ちとか、何かそういう読取りとかは国語の授業でもしますよね。道徳と国語とどう違うのかって言ったら、それに対して自分の思いというか、心の悩みとか動きとか、そういうところをノートに書くということですかね。その書いたノートを見て評価するということですか。

西本教育長

先程も言いましたように、教師にとっても確かにノートがあったら評価の参考になります。私がいつも現場に言っているのは、ノートだけで評価したらダメだと。授業中の発言とか、授業中の態度とか、授業中にしたつぶやきとか。そこに評価の材料が一杯あるから、ノートだけで評価してしまったらあかん。ノートだけでやったら楽です。この中から「A君はここでこんなことを書いていました」と通知表にそのまま書いたらいいわけです。そういうものだけで評価をしたら、子どもがかわいそうです。ただし、道徳ノートがあったら、一つの資料にはなります。今でもワークシートといって、こういう形はやっています。今は担任がもちろん全部作っているのですが、発問に対して、特に中学校は、それをファイルにしています。教室に置いています。綴じています。だからそういう面では、このノートは教師が作らなくても教科書会社が作ってくれたと。道徳ノートは取りあえずいきましょうかとなったのはそこです。

北口委員

先生方のその気づく力。前にも研修のときに教育長が言われていましたけど、本当にアンテナを張ってそういう気づきで授業をしてもらったら。

西本教育長

いずれにしても、要は指導力量です。若いからベテランだからって、ベテランがいつも上手とは限らない。若い先生の中にも一生懸命研究して上手い人もいます。だからそれはやっぱり、いつも言っている発問です。子どもを揺り動かす発問。「あれ、そう来るか。」という発問。日文は教材を読み取っていく訳だから、もう教師も子どもも発問が分かっているんです。「また、この先生これを聞くんだろうな。」これではダメだと思います。「何、

ちょっと待って、先生、今何聞いた。」と、「そう来るか。」と、これが一番よい発問です。子ども自身が「なんてことを聞いてくれるの。」「そんなこと考えたことないわ。」というのを。だからそれは、日文では出来ないです。決まっているから発問が。よい発問というのは、子どもを揺り動かす、葛藤させるものです。「あれ～、そう来るか。」という、そんな発問を作っていないと。ただし、それは教科書にも書いてないし、指導書にも書いてありません。だから、子どもの実態とねらいから教師が、気づく、見つけ出すのです。

北口委員

国語の授業とは違う授業をしてほしいですね。

西本教育長

国語はやっぱり、心情を読み取るんです。だから、道徳は、心情読み、つまりこの時はどんな気持ちでしょう。それで終わったら駄目なんです。その気持ちはどこから出ているのかを考えさせる。例えば、家族愛という気持ちから出ているのか、正義はやっぱり大事になって、そういう気持ちからこの心情が出ているのかとか。国語は、主人公の心情のところで止まるわけです。その心情の奥を考えるのが道徳性ですから、この心情が生まれてきたのがどんなところなのか。心情の根底にあるのが何かっていったところに、いわゆる価値項目というのがあります。道徳的価値に迫るということです。

石橋委員

大学の入試問題で、心情、どんな思いで書いているかとあって、それで実際に作者に心情を聞いたら、そんなつもりで書いてないって。

北口委員

読み手によってね。俳句みたいなものですね。

石橋委員

そういうことです。

植田委員

昔に比べて今は、色んな事件とか信じられない発言とか色々あると思うのですが、結構、時代に即したような内容も入っているのですか。

西本教育長

今回、道徳が道徳科になりました。教科になった理由の一つに、いじめ問題を何とかしなければというのがありました。だから、いじめとか環境とか国際理解とか、その辺りのいわゆる現代的課題というのはどこの教科書も扱っています。その時間数が多いか少ないかだけで、いじめはどこにも入っています。もう一つ、私としては、いじめ問題をやるのだ

ったら、何で不登校問題も扱わないのだろうという気がします。だって、不登校にしたって、その子どもの周りが支えたり、包み込んだりすることによってかなり防げるところがあると思うのです。だから、いじめ問題と同じように不登校問題も扱ってもらいたいというふうには思います。

植田委員

実際、不登校の人数は全国的にみても増えていますしね。

西本教育長

そうですね。

植田委員

いじめの件数だけでなく、不登校の件数も増えているというのは。

西本教育長

不登校は、友達関係で起こる不登校も当然ありますが、どっちかといえば少ないです。いわゆる家庭環境とか、連合の場合はそちらの方で、不登校の子どもはいます。でも、友達、人間関係でこじれてというのはいないです。家庭の協力の問題とか家庭環境の問題とかが今のところは多いです。他、よろしいですか。それでは採決ということでよろしいですか。

(各委員からそれで良いとの声あり。)

西本教育長

これより採決します。

議案第10号、平成31年度以降に使用する中学校「特別の教科 道徳」教科用図書の採択について、承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第10号は承認されました。

続いて、日程第6、「議案第11号、平成31年度に使用する小学校教科用図書の採択について」を議題とします。なお、本議案の審議に係る会議についても公開とします。

議案の提出理由及び説明をしてください。

竹谷教育次長

議案第11号、平成31年度に使用する小学校教科用図書の採択について。上記議案を

提出する。平成30年8月29日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。
提出の理由。平成31年度に使用する小学校教科用図書の採択に関しては、本年7月19日に開催された山城教科用図書採択地区協議会において選定した教科用図書を採択致したく、承認を求めるものです。

竹谷学校教育課長

議案第11号について説明させていただきます。山城教科用図書採択地区協議会からの平成31年度使用小学校教科用図書に係る協議結果を付けております。こちら先ほどの中学校「特別の教科 道徳」と同様に、7月19日の山城教科用図書採択地区協議会において採択委員の協議により選定されたものです。小学校教科用図書については、平成26年度採択から4年を経過することから行われましたが、平成29年度検定において新たな図書の申請が無かったため、前回の平成25年度検定合格図書の中から採択が行われています。これにより、今年度は新たな調査研究は行われず、新学習指導要領実施までの1年間のみ使用する教科書ということから、平成26年度の調査報告書を活用し協議されました。採択委員からは、現行学習指導要領のもと、学校現場で支障があると聞いていない等の意見が出され、現行教科書の継続使用ということで、国語「光村図書」、国語書写「東京書籍」、社会「日本文教出版」、社会地図「東京書籍」、算数「啓林館」、理科「啓林館」、生活「啓林館」、音楽「教育芸術社」、図画工作「日本文教出版」、家庭「開隆堂」、保健「東京書籍」を共同採択されました。連合教育委員会におきましては、地区協議会において選定された教科用図書を採択したいということで、ご審議をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

西本教育長

先程の中学校の教科書は、31年度以降です。4年間これから使います。今、小学校の分は、31年度だけの分です。もう今、新しい教科書が作られています。新指導要領が始まりますから、1年間しか使いません。ところが平成26年度採択されて4年経っていますから、本年度改めて採択する必要があるわけです。今回、新たな検定を受けた会社も改訂版を出す会社も無いです。それだったらもう1年のことでもあるし、今使っている教科書に特に支障がないからこのままで行きましょうということになった訳です。よろしいですか。それでは採決ということでよろしいですか。

(各委員からそれで良いとの声あり。)

西本教育長

これより採決します。議案第11号、平成31年度に使用する小学校教科用図書の採択について、承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第１１号は承認されました。

日程第７、議案第１２号、「和東町史編さん調査員登録要綱の制定について」、議案第１３号、「和東町史執筆者設置要綱の制定について」、議案第１４号、「和東町史編さん事業に係る報償費及び費用弁償の支給に関する要綱の一部を改正する要綱」を一括して議題とします。議案の提出理由及び説明をしてください。

竹谷教育次長

議案第１２号、和東町史編さん調査員登録要綱の制定について。上記議案を提出する。平成３０年８月２９日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提出の理由。和東町史編さん事業を円滑に実施するため、町史に係る資料の収集・整理・調査・研究等を行う和東町史編さん調査員の登録について必要な事項を定めることとし、本要綱を制定するものです。

井上生涯学習課長

１枚めくっていただきますと和東町史編さん調査員登録要綱がございます。要綱の制定でございますので、条文を読み上げます。（趣旨）第１条 この要綱は、和東町史（以下「町史」という。）編さん事業を円滑に実施するため、町史に係る資料の収集・整理・調査・研究等を行う和東町史編さん調査員（以下「調査員」という。）の登録について必要な事項を定めるものとする。（登録手続き）第２条 調査員として登録しようとする者は、所定の手続きを経て、相楽東部広域連合長に申請し、その承認を受けなければならない。（所掌事項）第３条 調査員は、次に掲げる事項を所掌する。（１）町史編さんに関する資料の収集、分類及び整理業務、（２）町史編集委員会委員及び執筆者が必要とする事項、（報償費等）第４条 調査員に対し、報償費を支給する。（庶務）第５条 調査員に関する庶務は、和東町史編さん室において処理する。（その他）第６条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。附則 この要綱は、平成３０年９月１日から施行する。以上です。若干説明をいたしますと、調査員は、和東町史編さん委員の下、町史に係る資料の収集・整理・調査・研究等を行う役目を担っております。これまで調査員は、主に編さん委員さんが選定し、その実績に基づいて報償費等を支払ってきたということでございます。今後、多数の調査員が必要であることが予想されるため、今回の要綱制定を行い、登録をして管理するというものでございます。以上です。

西本教育長

これまでも調査員が活動してくれていました。大学教授が学生を連れて行ってという形が多かったのですが、それを整理させてもらったということです。だから、こういうことを決めてなかったら、教授らがあちこち行って收拾がつかなくなってしまうことがありますので、そのあたりを理解してください。続いて、議案第１３号です。

竹谷教育次長

議案第13号、和東町史執筆者設置要綱の制定について。上記議案を提出する。平成30年8月29日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提出の理由。和東町史編さん事業を円滑に推進するため、町史編さん資料の収集及び調査・研究並びに町史の執筆及び編集等を行う和東町史執筆者を置くこととし、本要綱を制定するものです。

井上生涯学習課長

先ほど同様、要綱の制定ですので、条文を読み上げさせていただきます。和東町史執筆者設置要綱。(目的)第1条 和東町史(以下「町史」という。)編さん事業を円滑に推進するため、和東町史執筆者(以下「執筆者」という。)を置く。(委嘱)第2条 執筆者は、学識経験を有し、町史編さんに関する専門的な知識を有するもののうちから、相楽東部広域連合長が委嘱する。(所掌事項)第3条 執筆者は、次に掲げる事項を所掌する。(1)町史編さん資料の収集及び調査・研究、(2)町史の執筆及び編集等、(任期)第4条 執筆者の任期は、町史編集が終了するまでの間とする。2 執筆者に欠員が生じた場合の補欠執筆者の任期は、前任者の残任期間とする。(報償費等)第5条 執筆者に対し、報償費等を支給する。(庶務)第6条 執筆者に関する庶務は、和東町史編さん室において処理する。(その他)第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。附則 この要綱は、平成30年9月1日から施行する。こちらの要綱につきましては、現在、編集委員がそれぞれの分野において執筆活動に取り掛かろうとしているところですが、例えば、自然とか民俗とか美術工芸に関しては、現編集委員では分野外というところもございます。従いまして、今後、執筆者を新たにお問い合わせするという事態が想定されますので、今回の要綱を制定するものでございます。以上、よろしくお願いいたします。

西本教育長

今、説明がありましたように、府立大学の先生方に編集委員会委員になってもらっています。この人たちはもちろん執筆者ですが、この人たちだけでまかないきれない抜ける分野がありますから、そこについては、別途、執筆者を置くということで理解をよろしくお願いいたします。続いて、議案第14号です。

竹谷教育次長

議案第14号、和東町史編さん事業に係る報償費及び費用弁償の支給に関する要綱の一部を改正する要綱。上記議案を提出する。平成30年8月29日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提出の理由。和東町史編さん調査員登録要綱及び和東町史執筆者設置要綱が制定され、調査員及び執筆者に対する報償費及び費用弁償の支給に係る根拠が規定されたことから、所要の改正を行うものです。

井上生涯学習課長

和東町史編さん事業に係る報償費及び費用弁償の支給に関する要綱の一部を改正する要綱について、新旧対照表で説明させていただきます。赤字の部分が現行と変更する部分でございます。第1条の「委員等」を、左側の改正（新）で、「委員並びに和東町史編さん調査員登録要綱（平成30年教委要綱第7号）に規定されている調査員及び和東町史執筆者設置要綱（平成30年教委要綱第8号）に規定されている執筆者」に変更するものです。あと別表第2におきましては、現行、「和東町史原稿執筆者謝金」となっているものを「和東町史執筆者」と改めるものでございます。これはただ今提案いたしました二つの要綱制定に係る議案に伴い、本要綱の一部を改正するものです。以上です。

西本教育長

これは前の二つを受けてということになります。議案第12号、第13号及び第14号を一括して質疑を行います。質問のある方は挙手願います。

石橋委員

議案第14号の別表第2の新旧対照表の旧ですが、職名と書いて、「和東町史原稿執筆者謝金」と、そういう職名で書かれたのですか。

井上生涯学習課長

当初、要綱が制定されたときはこうなっておりまして、今回、「職名」という表記にふさわしい表現に改めるということも含め、改正するものです。

西本教育長

他、よろしいですか。

北口委員

編さん委員の先生は、執筆者ですか。

井上生涯学習課長

編集委員が執筆者を兼ねます。

北口委員

兼ねますけども、報償費プラスこれということですか。

井上生涯学習課長

そうです。

北口委員

そうですね。執筆者に登録される訳ですから、大学の先生方を。

井上生涯学習課長

そもそも編集委員は執筆もする。

北口委員

そうしたら、編集委員の先生って年間の報償費を貰うじゃないですか。それで執筆もされたら、他の執筆者と同じように報償費が生じる訳ですか。

井上生涯学習課長

原稿400字詰め2,000円という単価で支払います。

北口委員

プラスですか。

井上生涯学習課長

はい、そうです。

西本教育長

執筆者は何人になるのか。大学の先生が幅広くやってくれたらそれでもいいですが、府立大学の先生も「ここは専門外」ということも当然ある訳です。今、府立大学からの編集委員は、5、6人かな。藤井先生入れて。だから、5、6人で全巻できませんので、だから、府立大学の先生から執筆者を頼んでもらう、或いは、推薦してもらうことも当然あるだろうし、事務局で探すということもあるでしょう。

中井委員

新たに執筆者は、何名になる予定ですか。

井上生涯学習課長

一応、3分野がないということでありますので、少なくとも3名です。

西本教育長

ただし、予算の関係がありますから。

北口委員

400字で2,000円だから、全体の執筆料の予算はどれだけになるのですか。

井上生涯学習課長

執筆料が実際に発生するのは、おそらく最終年度になります。

北口委員

そのときに予算を組むのですか。

井上生涯学習課長

そうです。実際の納品に対して払いますので、今の想定では最終年度あたりです。

北口委員

印刷物になる原稿ですか。

井上生涯学習課長

そうです。

石橋委員

本になる最終段階の原稿ですか。

北口委員

推敲されるでしょうが、すごく分厚いものだと思います。

西本教育長

そうです。多分、3冊、4冊できるという話が検討委員会でもありました。結構な量になると思います。

井上生涯学習課長

先になるかと思いますが、この「400字詰め」というのは、原稿用紙を想定しておりますので、おそらくパソコン等のデーター入力での納品となりますと、何字あたりというふうに見直す必要があるかもしれません。

西本教育長

「400字詰め」という表記は、検討委員会でも原稿用紙の昔の話で、今はパソコンだからということで、今後の検討課題にしております。よろしいですか。他に質問がないようですので、一件ごとに採決を行いたいと思います。

議案第12号、和束町史編さん調査員登録要綱の制定について、承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第１２号は、承認されました。

議案第１３号、和東町史執筆者設置要綱の制定について、承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第１３号は、承認されました。

議案第１４号、和東町史編さん事業に係る報償費及び費用弁償の支給に関する要綱の一部を改正する要綱について、承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第１４号は、承認されました。以上で、議案の審議を終わります。

日程第８、その他に入ります。諸報告等です。事務局から説明してください。

竹谷教育次長

１番の諸報告事項の①から⑥までは、事前に送付済みの資料になります。⑥の緊急時の連絡網につきましては、７月２０日現在の変更ということで、教育委員止めということでよろしくお願いします。

続きまして、２番の次期定例教育委員会の開催日程の案でございます。日時が９月１９日水曜日の午前１０時から、場所は、笠置中学校の会議室でございます。内容は、定例会議、授業参観及び学校給食試食会を予定させていただいております。時間の割振りは、学校と協議済みでございます。以上です。

石橋委員

給食試食会の費用はいくらですか。

竹谷教育次長

中学校になりますので２７０円です。

西本教育長

よろしいですか。先程、質疑がありました「４００字詰め」の件ですが、教育委員さんの意見も尊重しながら早急に整理をしたいと思います。

以上で、第５回定例教育委員会を終了させていただきます。ご苦労さまでした。

〈午後5時00分閉会〉

— 了 —

議事録調製職員 学校教育課主事 _____

会議録署名委員 _____

会議録署名委員 _____